

指宿広城市町村圏組合議会公印規程

(平成5年指宿広城市町村圏組合議会訓令第1号)

改正 平成25年指宿広城市町村圏組合議会訓令第3号

(目的)

第1条 公印の保管、使用その他公印に関し必要な事項は、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令で公印とは、公文書に使用する議会印及び職印をいう。

(種類、規格等)

第3条 公印の名称、寸法、書体、ひな形、使用区分及び個数は、別表のとおりとする。

(公印の取扱い)

第4条 公印は、常に堅ろうな容器に納め、原則として錠を施し保管しなければならない。

第5条 公印は、事務局長が保管し、使用その他の関係事務を処理する。

2 事務局長が不在のときは、あらかじめ議長が指定した職員がその職務を代行する。

第6条 公印は、全て公印台帳（第1号様式）に登録しなければならない。

(公印の使用)

第7条 公印を使用しようとするときは、公印使用簿（第2号様式）に必要事項を記入し、決裁文書その他の証拠書類を添えて、事務局長に提示し、承認を受けなければならない。

(補則)

第9条 この訓令に定めるものを除くほか、公印に関してはその都度、議長の決裁を経なければならない。

附 則

この訓令は、平成5年12月1日から施行する。

附 則（平成25年10月28日指宿広城市町村圏組合議会訓令第3号）

この訓令は、平成25年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

公印の名称	寸 法 ミリメートル	書 体	型	使 用 区 分	個数
指宿広域市町村 圏組合議会之印	方 21	れい書	会 組 市 指 町 宿 之 合 村 広 印 議 圏 域	議会名をもつてす る公文書	1
指宿広域市町村 圏組合議會議長 之印	方 21	れい書	議 組 市 指 長 合 町 宿 之 議 村 広 印 会 圏 域	議長名をもつてす る一般公文書	1

第1号様式（第6条関係）

公 印 台 帳

名 称			
ひな形番号	印影		
寸 法			
書 体			
個 数	備考		
保 管 者			
使用区分			
年 月 日調整			
年 月 日廃止			

第2号様式（第7条関係）

公 印 使 用 簿

使用年月日	使用公印	使用件名	件数	提出先	取扱者	事務局長	摘要